

株式会社 ビークル

<http://www.beacle.com/japanese/top.html>

所在地	京都府京都市山科区上花山坂尻25-10	TEL&FAX	075-582-8505 075-582-6055
代表者	代表取締役 郷 保正	創立年月日	2002年8月
		資本金	5,000万円
		従業員数	4人

事業内容

株式会社ビークルは「バイオナノカプセル」を実用化するために設立された大学発ベンチャー企業である。バイオナノカプセル(BNC)とはB型肝炎ウイルスの外殻を酵母に作らせた中空のナノ粒子で、B型肝炎ウイルス粒子の模倣品であり、ワクチンをはじめ、医薬品を患部に送達するDDS(Drug Delivery System)、更には、抗体センサーに用いることができるなど、さまざまな用途への利用が期待されている。

バイオナノカプセルを基本技術とし、種々の研究用途・医薬品原料・診断薬原料を製造・開発し、下記のような応用製品を目指している。

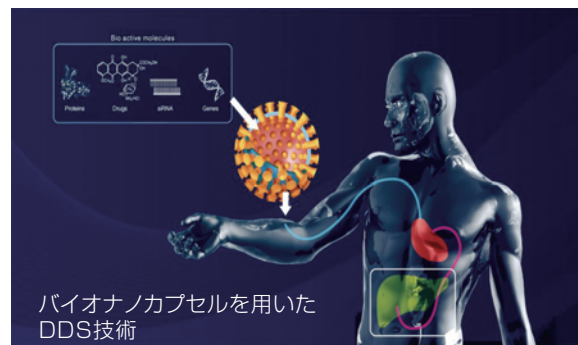
DDS関連

- ①BCL-101(肝細胞ガンを適応症とした抗がん用DDS製剤)
- ②in vivo siRNA送達システム
- ③in vivo DNA送達システム
- ④タンパク質を細胞内へ導入できるタンパク質内包

バイオナノカプセル

その他の応用関連

- ①MAD試薬技術の開発
 - ②各種イムノアッセイ用抗原・抗体反応増強試薬
 - ③新型ワクチン
- などの開発パイプラインを有している。



知的財産活用事例

株式会社ビークルは、創業時4大学(大阪大学、慶応義塾大学、神戸大学、岡山大学)の成果をもって基本特許(物質:バイオナノカプセル)を取得した。その後、基本特許の周辺を固めるため「抗体結合型バイオナノカプセル」、「バイオナノカプセルの精製法」、「免疫学的測定に用いられるウイルス微粒子(バイオナノカプセル)」などの周辺特許を取得した。現在は、もともとのDDS技術の開発のほか、バイオナノカプセルを応用した各種製品としてEasy-WESTERNやEasy ELISA constructorなどの実用化にも成功している。さらに、最近では新型ワクチンの開発も進めている。

知的財産の創出や活用に関する取組

研究開発を進めつつ、必要な出願の検討、権利の範囲の拡張などを経営者自らが検討していく必要があるが、このためには、掛かりつけの弁理士事務所のサポートが非常に重要であり、不可欠である。掛かりつけの弁理士事務所には、必須な条件があり、業界に明るいこと、自社の技術に理解があることなどが挙げられる。研究開発型のベンチャービジネスが展開するには、特許戦略が非常に重要であり、信頼のおけるパートナーに成り得る弁理士事務所の存在が必要である。なお、信頼できる弁理士を探すには、同業者から弁理士に関する情報を得ることが最も有効な手段である。

起業を目指す人への知的財産に関するアドバイス

権利化を焦って出願した特許は、実施例が不足し、権利化可能な範囲が狭くなりがちで、後発の権利に抑え込まれる危険性がある。したがって、時間をかけて慎重に権利化したい範囲を定め、それに必要な実施例を加えて権利化を目指すべきである。大学から出願する場合、論文の延長線上に特許出願がされる場合があり、権利可能範囲が狭いなどにより産業的な価値が著しく低くなってしまう場合がある。

開発型ベンチャーでは知的財産の確保は生命線である。しかしながら、特許の出願と維持には相当なコストが必要であり、特に外国出願では必要コストは高い。従って、特許出願する場合には、上述したことに注意しつつ、充分吟味した後に、価値のある特許出願を行うことに留意すべきである。なお、特許出願に関わる経費の一部を補助する制度も多くあるので、十分活用すべきである。なお、特許出願は情報の公開としての意味もある。情報を公開することで他社が模倣することが可能で、模倣の事実を外部から確認することが難しい場合などでは「ノウハウ」として保有する方が良い場合もあることにも留意すべきである。